

東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例  
東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成13年条例第22号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例の規定により出産に要する費用を支払うための資金の貸付けを受けた者で、この条例の施行の際現に当該資金の償還が完了していないものに係る当該償還については、なお従前の例による。